

令和3年11月2日

令和3年 第3回杵築市議会臨時会

提出議案説明書

令和3年第3回杵築市議会臨時会に提出いたしました議案等について、説明を申し上げます。

まず、議案第88号 令和3年度杵築市一般会計補正予算（第7号）については、令和3年7月10日に発生した市道佐田線の道路事故の相手方との示談が成立しましたので、その損害賠償金102万7千円を補正し、補正後の予算の総額を180億9,891万1千円といたしました。その財源は、保険金であります。

次に、議案第89号 工事請負契約の締結については、R3道メンテ道新工第2号市駅錦江橋線道路改良工事を施工するにあたり、指名競争入札を実施いたしましたので、工事請負契約を締結することについて、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第90号 和解及び損害賠償の額の決定については、本市が管理する市道で発生した物損事故に関して、損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第91号 副市長の選任につき同意を求めることについては、本市副市長のおきたしんいち興田信一氏の任期が、令和3年11月7日をもって満了となるため、同氏を再任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第23号及び報告第24号の専決処分の報告につ

いて、説明を申し上げます。

まず、報告第23号 杵築市特別職の職員の給料月額の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、本市の財政状況を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額、期末手当及び退職手当の減額期間を延長するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、報告第24号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、本市の財政状況を鑑み、職員の給料月額の減額期間を延長するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

以上、専決処分2件について、報告いたしました。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

